

## 「FinTech に関する法規制と論点」

有吉尚哉氏（西村あさひ法律事務所 弁護士〔パートナー〕）

2015 年ころから日本でも「FinTech」という言葉が広く用いられるようになってきており、多様な金融分野で、クラウドコンピューティング、AI、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの IT を活用した従来にはなかったサービスが考案され、実施されるようになってきている。

金融ビジネスに対しては、その業態に応じて銀行法、金融商品取引法、保険業法、信託業法、貸金業法、資金決済に関する法律などの金融規制法に基づく規制が適用される。もっとも、FinTech の流れのなか、従来の規制が想定していなかったモデルの金融関連ビジネスや金融取引が登場しており、規制の適用関係が不明確となることも少なくない。また、形式的に規制の適用範囲が過大となっており、ビジネスを過剰に制約してしまっている場面や、逆に規制のスポットが生じ、新しいサービスにおける利用者保護が十分に図られない場面も出てきている。

近年、このような実務の進展を踏まえて FinTech 関連サービスを念頭に置いた法令改正も頻繁に行われている。FinTech に関わる主な法改正だけでも、投資型クラウドファンディングの利用促進のための制度整備（2014 年）、仮想通貨交換業規制の導入（2016 年）、銀行による金融関連 IT 企業等への出資の容易化（2016 年）、電子決済等代行業規制の導入（2017 年）、仮想通貨（暗号資産）交換業の規制の強化・電子記録移転権利に係る規制の整備（2019 年）（以上の年はいずれも改正法の成立年）があげられるほか、関連する政令・府令の改正、解釈指針の策定なども多数行われている。FinTech によるビジネスに対して、このように利用者保護と取引の円滑化・イノベーションの促進の観点から法制度の整備を進めることは重要である。もっとも、FinTech による実務の変化のスピードは速く、新たに登場する金融ビジネス・金融取引に対して、立法・政策的な取組みは後追いとならざるを得ない。そのため、FinTech が適切な形で発展をしていくためには、立法論だけではなく、既存の金融規制法に関するバランスのとれた解釈論も重要となっている。

この報告では、FinTech に関する法規制について、立法論・解釈論双方の深化の一助となるべく、資金調達、有価証券の販売勧誘、投資運用の分野で FinTech を活用することに関する規制の適用関係についてその状況と論点を概観する。